

第1回赤佐小学校運営協議会

会場：赤佐小学校 会議室

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付
- 4 自己紹介・学校職員(学年主任)の紹介
- 5 浜松市学校運営協議会規則の確認
- 6 議長の選出
- 7 前回議事録、令和6年度協議会自己評価の確認
- 8 熟議
 - (1) 学校運営の基本方針の確認
 - (2) 本年度の目標について
 - (3) 夢育やらまいか事業(CS加算分)に対する意見書について
- 9 連絡事項
 - ・本年度の学校支援活動について
 - ・次回開催日時と熟議内容

第2回運営協議会 令和7年9月5日(金)9時45分から11時45分

○特色ある学校づくりについて ○学校の抱える課題と改善策

令和7年4月24日(木)9時45分から11時45分

赤佐小学校運営協議会

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第4回赤佐小学校運営協議会 会議録（重点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月7日（金） 9時45分～11時45分
- 2 開催場所 赤佐小学校 会議室
- 3 出席委員 山内正隆、湖東秀隆、大石祥範、大城むつ子、石牧真志、内山真由美、
文屋沙弥子、野末智美、平野裕一
- 4 欠席委員 佐藤敏己
- 5 学校支援 CD 伊藤登紀子
- 6 学 校 白井伸博（校長）、工藤幸徳（教頭）、袴田加奈子（主幹）、徳田衛（CS 担当）
湯澤亜湖（CS ディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 協議事項
 - (1) 議長の選出について
 - (2) 前回会議録の確認
- 9 熟議内容
 - (1) 学校関係者評価について（いじめ防止基本方針を含む評価）
 - (2) 来年度の学校運営の方向性について
 - (3) 学校運営協議会の自己評価について
- 10 会議録作成者 湯澤亜湖
- 11 会議記録

教頭から、委員9人の出席が確認され、会議が成立している旨の報告があった。

- (1) 議長の選出について意見を求めたところ、野末 CD より立候補があり、全員異議なく承認をした。
- (2) 前回会議録の確認
教頭より前回の会議録の確認があった。
- (3) 熟議内容

① 学校関係者評価について（いじめ防止基本方針を含む評価）

議長の指示により、主幹から別紙資料に基づき、後期学校評価アンケートについて説明し、熟議を行った。教頭からいじめ防止基本方針について説明があった。

委員からは、以下の通り意見があった。

●グループ①（平野委員、内山委員、主幹）

- ・地域の雰囲気は温かい。
- ・どの項目も評価結果が高く、早急に何か手を打つ必要性は感じない。
- ・明るい挨拶という言葉が抽象的なため、具体的に示すことができないか考える。

●グループ②（伊藤 CD、大石委員、石牧委員、大城委員）

- ・子供の自己肯定感が高い。
- ・教職員からの情報発信は今のままでも十分だと感じる。

●グループ③（湖東委員、文屋委員、野末 CD、CS 担当教員）

- ・子供にとって自主学習はハードルが高い。教職員から具体的な指示、課題のヒント等を与えて欲しい。

○いじめ防止基本方針について。軽い暴力、冷やかし、無視、SNS、物隠し等が発生した。今後もいじめ対策委員会にて対応していく。（教頭）

② 来年度の学校運営の基本方針について

議長の指示により、校長から別紙資料に基づき、来年度の学校運営の基本方針について説明を行った。その後、主幹より来年度の教育目標の変更点を付け加え、熟議を行った。

○10歳を祝う会（4年生）を廃止する。成人の定義が変わったこと、近隣の学校の様子、子供を取り巻く環境等を考慮して今年度で最後とする。

運動会は平日開催の予定。

学習発表会（さくらっこ発表会）は音楽発表を中心とした会にする。

6年生の卒業文集はプライバシーの観点から卒業アルバムには載せず、キャリアパスポートのような形で各家庭に配付する。

朝の登校時間は7時30分より入室とする。

お便り等のペーパーレスは引き続き進めていく。（主幹）

委員からは、以下の通り意見があった。

●グループ①（平野委員、内山委員、主幹）

- ・子供の登校が7時30分として、教職員の勤務開始時間が8時からで良いのか。教職員の働き方について保護者が理解して改善できるのであれば協力したい。

●グループ②（伊藤 CD、大石委員、石牧委員、大城委員）

- ・行事の廃止、取捨選択は今後も必要。
- ・教職員の負担を減らし、余裕をもって子供の指導をしてもらいたい。

●グループ③（湖東委員、文屋委員、野末 CD、CS 担当教員）

- ・クラブ活動の見学が保護者にも周知されるといい。
- ・保護者にグランドデザインが伝わっているのか。

○現状、保護者へはホームページやお便りでグランドデザインの説明をしている。今後も広く分かりやすく伝えていきたい。（校長）

③ 学校運営協議会の自己評価について

議長の指示により、教頭から別紙資料に基づき、学校運営協議会の自己評価について説明し、熟議を行った。

委員からは以下の通り意見があった。

●グループ①（山内委員、平野委員、内山委員、主幹）

- ・会議はとても話しやすい雰囲気である。
 - ・地域が学校の活動についてどう思っているのか分かる。
 - ・あいさつ運動について。PTA 活動の空き缶回収のように具体的な活動目標を掲げたい。何人に挨拶したか等、数字として見える結果があればやる気も出て良い。
 - グループ②（伊藤 CD、大石委員、石牧委員、大城委員）
 - ・いい声掛けデーは継続して取り組む。
 - ・グループごとの話し合いは一人一人の意見が述べやすい。
 - ・明るいあいさつについては引き続き目標に入れたい。長期休暇の学習サポート、季節の行事を教える等、協議会委員にできることがあれば協力したい。
 - グループ③（湖東委員、文屋委員、野末 CD、CS 担当教員）
 - ・会議は意見が言いやすい環境である。
 - ・情報発信の方法については今後も課題とする。
 - ・学習サポートについて。仕事内容を具体的に明示してボランティアを募集してみてもどうか。
 - ・さくら連絡網、回覧版、学校ブログ以外の情報発信方法について考える必要がある。
- 情報発信はさくら連絡網、回覧版、学校ブログを活用していきたい。繊細な取り扱いが必要な情報もあるため、より良い方法を模索して発信に取り組んでいきたい。（教頭）

<報告>

- 夢育やらまいか CS 加算分の報告について（教頭）

<連絡事項>

- 次年度のさくらっ子応援団の活動について
 - ・地域のシニアクラブに依頼してグラウンドゴルフをクラブ活動に入れた。保護者もクラブ活動に参加できることを周知したい。
 - 長期休みの居場所作りについては次年度も継続していきたい。（野末 CD）
- 次年度の運営協議委員会について
- いい声掛けデーの日程案内
- 卒業式の案内
- 次回の運営協議会
 - ・令和 7 年 4 月 25 日（金）9 時 45 分から開催する旨の報告があった。

以上

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立赤佐小学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

地域でのコミュニティ・スクールの認知度は徐々に上がっている。今年度は以下の活動が充実するような熟議を重ねていきたい。

○学校を支援する『さくらっ子応援団』を増やす。

○「明るいあいさつ」に向けて地域を巻き込み『大人が声掛けする仕組み』をつくる。

○学習に対する意欲を高める取組として、『ボランティアによる学習サポート』を充実する。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

「知」「徳」「体」の基本となるあいさつが、自己表現力を伸ばすために必要であると委員一人一人が自覚して協議できた。まず取り組んでみることに重点を置いて熟議をし、委員みんなで共有することができた。また、回覧等で地域を巻き込むことができた。

グループごとの話し合いが、自分の意見を伝えやすく、委員それぞれの立場から具体的な意見を本音で伝えることができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

年々熟議の内容が具体的になって、話し合いで多くのアイデアが出てくるようになってきた。今年は、実際に行動へと深まっていったことが多くあったと思われる。

また、様々な視点から意見を述べることができた。自分の意見や考えが学校運営に反映されるとは思っていなかったが、この協議会を通して、委員の中で話を深めることで良い方向に向かうことができると感じるようになった。

熟議の時間はもっとあってもよいと感じた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

学校だよりにCSの様子が綴られていて、地域にも広く伝わっている。また、回覧することで各自治体への広報、SNSでのPRなど幅広く情報発信がされていると思う。

しかし、まだまだ情報発信は不足している。SNS活用を地域にも広め、学校で行っていることを直接伝えていきたい。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・「あいさつが進んでできる子」を育てる支援を継続して取り組んでいきたい。いい声掛けデーの取組に合わせて朝のゴミ出しや犬の散歩などを行い、声を掛けるようにするとよい。
- ・効率化が進んでいるが、あえてアナログ（読書・裁縫・工作・運動など）も大事にする活動を支援する体制を作っていきたい。
- ・委員それぞれの立場でできる情報発信をし「さくらっ子応援団」を増やしていく。

(様式1)

令和7年4月24日

浜松市立赤佐小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 西田 和将 様

浜松市立赤佐小学校運営協議会
会長 山内 正隆

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年4月24日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 子どもの【主体性】と【自分らしさ】を伸ばし、目指す子供像に近づけるためには、学校、家庭、地域が連携して子供の成長を見守る必要がある。

そこで、「挨拶」を軸に、3者が連携して取り組み、地域に情報発信をするための仕掛けを設定する。

- ② 子どもがより良い社会の創り手となり【なりたい自分】を創造する手立てとして、地域の素材や人材を活用することは有効である。

そこで、より良い生き方や地域の良さを学ぶにふさわしい方を講師として招聘する。

